

第 81 回 鎌倉市まちづくり審議会概要

日 時	平成 27 年 11 月 26 日 (木) 18 時 00 分～20 時 00 分
場 所	本庁舎 4 階 402 会議室
出 席 者	委 員： 内海会長、加藤委員、川口委員、鈴木委員、永野委員、梅澤委員、松澤委員 事 務 局： まちづくり景観部長、まちづくり景観部次長兼土地利用調整課長、まちづくり政策課長、まちづくり政策課職員、土地利用調整課職員 常任幹事 経営企画課担当課長、環境政策課長、都市計画課長、都市景観課長、みどり課長、都市調整課長
欠 席 者	委 員： 秋田委員、出石委員、亀山委員
傍 聴 者	2 人
議 題	大規模開発事業（岩瀬字下土腐 商業施設の建築）について
報 告	(1)大規模開発事業（鎌倉山二丁目 宅地造成工事）について (2)鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部改正について

事 務 局	(開会に当たり、事務局から審議会委員 10 名中、7 名の出席により定足数に達していること、及び欠席委員からは、事前に欠席の連絡を頂いていることを報告した。)
内 海 会 長	第 81 回鎌倉市まちづくり審議会の審議を行う。
事 務 局	事務局から 3 点連絡する。 1 点目はマイクの使用について、願います。 2 点目は会議の傍聴及び資料の公開についてだが、既に配付している資料は市の情報公開制度上、新たに非公開にする部分はないと考えている。会議を公開することとし、審議上必要であれば、審議会に諮った上で非公開にすることとしたい。また、傍聴者は広報等にて募集を行い、傍聴予定者は 2 名である。 3 点目は 7 月 30 日及び 10 月 8 日に開催された審議会の議事概要について、最終の確認をお願いする。
内 海 会 長	2 点目の「傍聴について」、3 点目の「議事概要」について、ご了承いただけるか。
全 委 員	了承する。
内 海 会 長	議題に入る前に傍聴者の入室を認める。 傍聴者入室のため、休憩とする。
	(休憩 傍聴者入室)
議 題	大規模開発事業（岩瀬字下土腐 商業施設の建築）について
内 海 会 長	再開する。
事 務 局	(議題について説明した。)
内 海 会 長	事務局の説明に対して、ご意見、ご質問があるか。
松 澤 委 員	駐車場が屋上に設けられたのは、何か特別な理由があつての変更なのか。
事 務 局	変更は事業者都合である。建設コスト等も上がっているため、このような計画に変更したと聞いている。
永 野 委 員	今年 6 月 29 日に開催されたまちづくり審議会を欠席しているため、現地を見ていないが、地元なので当該地を分かっているつもりである。 雨水処理の調整池は、最初の計画にあつたのか。無かつたのか。
事 務 局	最初の計画でも調整池を作る計画であつたが、建物の地下など設置場所を検討して

事務局	いる状況であった。今回、下水道河川課との調整がまとめ、現在の位置に決定したと聞いている。
永野委員	資料の中に最初の設計図面があるが、調整池がどこにも記載されていない。当初の計画を立てた際、これだけの開発をするにも関わらず、事業者は調整池の設置を予定していなかったのか。文言だけで図面に記載されていないのは、設計図として不備だと思う。それとも、文言があれば図面に載っていなくても良いのか。
事務局	まちづくり審議会も含め、まちづくり条例の手続では技術審査を行わない事になっており、位置・ボリューム等については、この次の手続となる開発事業条例の手続の中で、事業者と協議して設置することとなる。
永野委員	今回の図面では調整池を配置したことによって、周囲の緑化や排水溝等の配置が決まっている。基本的な部分であり、図面として、建物だけではなく、駐車場も記載されているわけだから、当初の計画図面に調整池が記載されず、文言だけということでは、前回の図面は不備だったと思う。これから詰めるのは当然だが、設計図としていかなものかと思う。 それに伴って、今回は調整池が記載されているものの、ボリューム等はこの図面から割り出す事は不可能に近いと思う。 玉縄四丁目の校舎建替の時も、由比ガ浜四丁目の商業施設の建築の時も同じような意見を言ったが、水害などの点から、雨水の排水は大きな地域問題だと思う。大船の場合、柏尾川の問題が根本にあるわけだが、大型の開発が行われる際の図面に調整池が記載されないのは、土地の環境を考えたときに、あまり好ましくない図面の作り方だと思う。新しい図面に調整池が記載されていても、具体的に議論することができない。この図面では数値が分からない。時間雨量はどの位を最高値と考えているのか、国土交通省が示す河川浸水被害対策に準じているのか。その辺りも見えてこない。まちづくり審議会で技術的なことを審議しないとはいえ、図面で審議する限り、調整池の位置は地域住民への影響が大きいことから、図面上の扱いを丁寧にしたほうが良いと考えている。
内海会長	調整池を適正に整備するよう配慮する旨を記載すれば良いか。
永野委員	新しい水路が予定地の中に引かれることとなっているが、元々は農業用水路なのか。従来の農業用水路が切られて、別の水路が伸びる形で図面が描かれている。開発を行う場合、所有者が自由に行うことができるのか。
事務局	一般論で言えば、市が管理する水路を付け替える場合は、機能が低下せず、むしろ、向上することが前提である。現在、水路を使用している方がいるため、その機能を維持する必要がある。詳細については、まだ詰め切っていないと思う。
永野委員	なぜそのような図面になったのか、図面から感じる単純な疑問に対して、説明がなされなければ、当審議会として言い放し、聞き放しにならないか。
内海会長	事業者から提出された図面に対して、今回のような指摘をしていただいて、それを事業者が考えていくという事になる。技術的な基準については今後、調整がなされることが前提であるが、当審議会としては、調整池について更に詳細な議論が行われ、適正な整備が図られるよう、助言・指導書に反映させるということで良いか。
永野委員	技術論は了承した。今回の変更では建物の変更として計画が出されているが、開業後、テナントとして貸すことはなく、別の店舗も入らないということで良いか。 なぜ、そのような質問をするかといえば、それによって原宿六浦線の交通量が相当違ってくる。家具インテリアの物販店に日用品店が入るかどうかは、交通量に関わってくる。大船では、駅前の横浜市側に高層ビルが計画され、ライフが閉店する。イトーヨーカドーについても今回の閉店予定には入らなかったが、次回はどうなるか分からない。 そのような状況の中で、今回の計画では家具インテリアの物販店が開店するだけで、その他の店舗は入らないと考えて良いのか。交通量に関係すると思うので、その

永野委員	ような疑問を感じた。
事務局	現在の届出上では、物販店舗の二トリだけである。 交通量の面については、床面積が1,000㎡を超えるため、大規模小売店舗立地法に基づき県警協議が必要となる。委員が懸念されている点については、別のフィルターがかかることとなる。
川口委員	変更前の計画ではピロティにあった駐車場が屋上に上がったという事で、駐車場台数の合計は変わっているのか。 助言又は指導の4番目に書かれている安全の確保に関わることだが、所管課からの意見の中で、交通計画課が交通シミュレーションの実施のことを書いている。 由比ガ浜四丁目の大規模開発事業の時にも、交通シミュレーションは重要な点になっていたのも、台数によっては原宿六浦線への影響を含む安全性の確保は重要であるため、きちんとシミュレーションをして欲しい。その点を助言又は指導に書くべきかどうか気になっている。
内海会長	ただ今の2点について、事務局よりご回答いただきたい。
事務局	駐車場台数については建築計画概要書に記載されている。 1点目の駐車場台数については、屋上駐車場になったことに伴い、310台から209台に減っている。 2点目の安全の確保については、南側道路が狭いため、住民からの要望もあり、警察と協議を行って閉鎖することとし、北側道路のみの出入りとなった。 しかし、南側道路に間違えて入って来る方もいるので、その対応を警察と調整し、検討すると聞いている。
川口委員	交通シミュレーションは、どのような形で進められるのか。
事務局	県警協議の中で、シミュレーションは検討事項になっていないと聞いている。
川口委員	交通計画課からは交通シミュレーションなどのお願いが出ている。できればやっておいた方が良くと思うが、いかがか。
内海会長	事務局で交通計画課の意図や調整の状況は分かるか。
事務局	資料5については事業者へ渡しておらず、助言又は指導を作成する際の参考としているものである。 現時点では各課の意見を取り入れてという事には、至っていない。まずは県警協議があるので、その指摘も踏まえて考えたい。
内海会長	シミュレーションについて、助言又は指導に入れるかどうか。
川口委員	その件は考えて、後ほど、また議論できればと思う。
加藤委員	助言又は指導案の4が一番気になる。1階ピロティにあった駐車場部分が店舗になり、屋上に駐車場が作られ、スロープを利用することとなる。変更後の図面を見ると、歩行者の出入口は右側の黒三角の部分になるのか。歩行者が一番危ないように見える。歩行者の安全性こそが問題なのではないか。
事務局	歩行者はスロープを降りた南側の横断歩道を渡る形となる。その横断歩道を渡って、図面の下側から緑化地に沿った約2m位の通路を利用することとなる。 もう一つの歩行者の通路は、図面の上方の細い歩行者専用通路に設ける出入口を利用することとなる。
加藤委員	人と車が交錯している。歩行者の安全性こそ確保されなくてはならないと強く思う。歩行者の安全性を重要視するような表現とした方が良くと思う。
内海会長	県道を管理する神奈川県藤沢土木事務所と十分に協議をするとともに、誘導員等により歩行者等の安全に努めることと書かれている。動線から見て、歩行者の安全を十分に配慮する計画にすることを強調していただけたらと思う。
永野委員	動線の問題で、図面を見て疑問に思うことがある。 この周辺の横浜、鎌倉界限の人が買い物に来る事を想定した場合、笠間十字路の

永野委員	<p>交差点からこの場所に向かってきた時に右折入場させないということなので、すべて笠間十字路の方向に向かう車が歩道をまたいで入ってくる形となっている。右折入場できない場合、鎌倉女子大学の脇の道を通ってわざわざ入りやすい道路に出るだろうか。平日でも渋滞する道路において、右折入場させない方法は、この地域では現実的でないと思う。</p> <p>従業員しか入れないように閉じた南側の入口の在り方を非常に疑問に思う。鎌倉市民はここに流れ込むのではないか。わざわざ原宿六浦線には行かないと思う。原宿六浦線から右折入場できるならば話は別だが、しかも、そこが車の出入口となっている。</p> <p>大船のコーナンの場合、車は入口では歩道をまたぐが、出口は他の支線となっており、出入口は別である。</p> <p>今回の場合、原宿六浦線から出入りする訳で、交通シミュレーションをやるかどうか分からないが、一般的に考えて非常に厳しい出入口の配置だと思う。</p>
事務局	<p>南側について、当初は駐車場出入口として開ける予定だったが、説明会の時に近隣住民から、こちらを開ける事によって、その先の細い道路を車が通行することに対してかなりの反対意見が出た。警察からは原宿六浦線の渋滞を考えると、ここを開けて欲しいとの話もあったが、周辺住民の意見を踏まえ、従業員専用とすることになった。</p> <p>開店後の状況を見て、こちらに来る車への対応として、そのような改良も考えられる。</p> <p>現時点では、警察からの指導により、原宿六浦線から左折イン、左折アウトという計画となっている。</p>
内海会長	<p>助言又は指導4(1)で、動線が交錯していることの指摘と懸念が書かれている。</p> <p>この動線について、更に検討して、安全性の配慮、確保をするという文言を強調する形で盛り込むということが必要ではないか。</p> <p>南側出入口が封じられたのは、周辺住民の意向ということもあり、そのような事も踏まえて現状の計画にならざるを得なかった。</p> <p>今後、協議が行われる中で、シミュレーションが必要であれば実施していただくということも踏まえ、十分に協議をするようにということ盛り込むこととしたい。</p> <p>また、調整池を適切に整備するように配慮するという内容を入れることとしたい。入れるとすればどの辺りか。</p>
事務局	<p>調整池の数値については図面に入っていないが、事業者からは調整池を設置する意向が示されている中で、改めて盛り込むかどうかをご確認いただきたい。</p>
内海会長	<p>永野委員、改めて助言又は指導に盛り込む必要性はあるか。</p> <p>設置する事が図面上に明記されている。更に盛り込む必要があるとの認識があるのであれば、ご意見をいただきたい。</p>
永野委員	<p>当初の図面に載っていない部分が、今回の変更図面に載ってきたという不思議さを質問をしているのであって、今回の変更図面に載ってきたことで良いと思う。</p>
内海会長	<p>このような点を留意しながら協議を進めていただければと思う。</p> <p>もう1点は車と歩行者との動線について、4(1)で、駐車場の動線が交錯していることについて、入口の動線が交錯していることから、十分に配置、安全性、動線を考慮して検討するような内容を入れていただきたい。</p> <p>4(2)の十分な協議を行うことについて、歩行者の安全性を十分に配慮するということを強化、補強するということが良いか。</p> <p>交通シミュレーションの実施をあえて入れる必要はないと思うが、検討を十分していただくと言うことでいかがか。</p> <p>助言又は指導に対して、いくつかの修正点をいただいたので、この点を修正した内容を皆さまにご確認いただくということで良いか。</p>
全委員	<p>了承した。</p>
事務局	<p>今まとめていただいた内容を、委員の皆様へ一度ご確認いただいて、その内容を答申書の形にし、審議会から市長に答申いただく。それを受けて市長から事業者へ助</p>

事務局	言又は指導をするという流れになることを最後に確認したい。
内海会長	本日の議事は以上である。 ここで傍聴退室のため、休憩とする。
	(傍聴者退席)
報告(1)	大規模開発事業(鎌倉山二丁目 宅地造成工事)について
内海会長	再開する。
事務局	(報告(1)について説明した。)
内海会長	当審議会の答申書を踏まえた市の助言又は指導に対し、事業者が方針を示したということである。
川口委員	以前、住民との質疑応答の際に、市から至る道路の幅員が4mに満たないとの見解が出たら、この開発計画がなくなるかとの質問に対して、事業者は当然この計画は中止になると回答していた。今回の不当な助言又は指導には従いかねるとの回答には、以前に言っていたことと違うとの印象を持った。
内海会長	そのような印象も踏まえて、指導をしてもらいたいと思うが、事務局から何かあるか。
事務局	審議会にてご議論をいただき、市としても最大限を助言又は指導に盛り込んだものを事業者へ渡した。事業者からの方針書の内容については、納得できるものではないが、方針書として事業者はこのように考えているということである。 11月24日に次の開発事業条例のに移り、その中で適か不適か判断される。基準に合わなければ、不適合ということである。
内海会長	その他にご意見がなければ、報告(2)に進むこととする。
報告(2)	鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部改正について
事務局	(報告(2)について説明した。)
内海会長	第71条については、どのような背景で修正することとなったのか。 また、別表第12の特定用途建築物に関する基準の変更の背景を簡潔にご説明いただきたい。
事務局	第71条では、自己の居住の用に供する住宅の建築や市が行うもの等については、適用除外としている。この条例には都市計画法の許可基準の委任部分である強化、緩和部分も規定しているのだが、第71条によって、それらの委任規定も適用除外となる状況であった。 そこで、この条例が適用されない開発事業であっても、都市計画法の開発許可が必要な場合は、この条例に規定された委任部分が適用できるように改めたものである。
内海会長	自主的な規定と都市計画法の委任規定との2つが除外されてしまう場合に、委任規定は適用されるということが良いか。
事務局	そのとおりである。
内海会長	2点目の特定用途建築物に関して、これも自主規定部分と委任規定部分を整理していく際に、本来は9mであるところを自主規定に即して細かく、厳しく規定してしまっていたということが良いか。
事務局	別表第12の現行における9m以下の数字を用いていた部分について、法との整合が図られるように法の規定に合わせたものである。 なお、実際にこの規定に則って行われた事例はなかった。
内海委員	ご存じのように自主規定と委任規定を複合した条例である。それを整理していく上で適切な数値になっていなかったものを改めるものであり、問題はないかと思うが、ご意見はあるか。

全 委 員	なし。
その他	
事 務 局	<p>その他として3点ある。</p> <p>まずは、「鎌倉市の土地利用調整制度等」について、前回の審議会の概要を説明する。</p> <p>(説明した。)</p>
内 海 会 長	<p>ただ今事務局から説明のあったように、前回の意見をまとめて、今後の改正などについて議論をするということであった。</p> <p>まだ時間もあるので、議論し足りない部分について、ご発言いただきたい。</p>
鈴 木 委 員	<p>前回、欠席であった。既にご意見が出た部分があるかもしれないが、専門の景観分野を中心に話したい。</p> <p>景観法の施行から10年が経ち、限界が見えてきた部分がある。多くの自治体が抱えている課題は、事前協議をいかに有効にするかということである。多くの自治体で、専門家をアドバイザーとして入れており、私もいくつかの自治体でアドバイザー的な役割をさせていただいている。</p> <p>実体験から言えば、神奈川県のように地形的な起伏がある所では、宅盤の造成が景観、特に建物の配置、ボリュームと緑地の取り方をほぼ決めてしまう。開発の協議である程度、景観の骨格的な部分が決まってしまう傾向がある。この後に、景観の協議をしても、当然のことながら、色や樹種など景観の本質的な部分とは離れた部分でしか議論できないということになる。</p> <p>鎌倉市では景観地区が指定されているエリアや古都保存法で実質的に斜面の緑地が保全されているエリアではそのような危険性が低いが、大船などにおいては、開発の協議による影響が大きいように思う。</p> <p>まちづくり条例の手続の中で、景観担当から意見が出されているが、もう少し建物の配置や緑地の取り方などについて景観的な配慮を求める方法をもっと追求しても良いのではないかと思う。</p> <p>このようなことに取り組んでいる自治体がない訳ではない。加藤委員も関わっている秦野市の景観の取組では、まちづくり条例の手続に実質的に委任して事前チェックを行い、最終的な景観法に基づく手続は手続として行っている。</p> <p>それについては、法律の専門家によって見解が分かれるが、例えば、上智大学の北村先生など、まちづくり条例の手続で景観の協議をしても問題ないと言う先生方もいるし、罰則を規定しても良いと言う先生方もいる。グレーな部分もあるが、開発許可の前さばきの段階で景観の協議を実質化される方法を検討されてはいかかと思う。</p>
内 海 会 長	非常に重要なテーマである。事務局からご発言はあるか。
事 務 局	<p>事前審査制度がないと、今の景観法の制度上、うまく機能しないと考えている。</p> <p>本市の景観審議会には北村先生もいらっしゃるので、ご意見をいただいているところである。</p> <p>まちづくり条例の後の開発事業条例の手続が必要な行為と景観法に基づく届出が必要な行為とが近いものとなっていて、開発事業条例の中で事実上、景観の事前審査を行う状況は、行政手続法や行政手続条例に照らすと違法になるのではとの見解をいただいている。その点については整理し、鈴木委員がおっしゃられたように、別の条例を定めていくことはあり得るかもしれないというアドバイスをいただいている。</p> <p>また、横須賀市での新たな取組をご紹介いただき、景観法に規定された30日間での協議が事実上困難な状況ということについては、景観法の中の条例を定めて、その条例で事前手続を定めるチャレンジをしたらどうかとのアド</p>

事務局	<p>バイスをいただいているところでもある。</p> <p>今後、景観を所管している部署で検討していくことが、必要な時期に来ていると思っている。</p>
鈴木委員	<p>幾つか方法はあるので、ぜひ実現していただきたい。</p> <p>マンションや老人ホームの建設では、設計・施工・構造計算が分離される傾向がある。開発地が斜面地で平ら地の少ない所の場合、地形の改変を伴い崖を建物で抑えることがある。その場合、建物の位置を1mずらして欲しいとか柱の位置を変更して欲しいと言っても、構造計算を再度行うこととなり、その費用負担を誰がするのかという話になってしまう。それならば、基準に適合していれば、景観部局に何を言われようとも押し返した方が良いというのがディベロッパー側の論理になっている。開発の手続の前段階で良い計画に誘導できるような制度の構築をしていただきたい。</p> <p>設計変更をするべきだと言われたときに、ディベロッパー側としても、設計者としては応えたいという気持ちがあるものの、事業の仕組みの中で、後出しで出されたことに費用負担はできないというのが本音だと思う。昔は大手のディベロッパー単独で事業が完結していたが、今の実質的な状況変化を踏まえた対応が必要だと思う。</p>
内海会長	<p>地形に関わるということでは、開発の早い段階から調整ができれば良いということである。その意味でまちづくり条例とは関係が非常に深い。景観の観点も含めて議論していただきたい。</p> <p>その一方で、今日の議論でも感じたが、基準との関係、冒頭で永野委員が雨水の問題を指摘され、また、動線や道路の配置についても議論があって、まちづくり条例でどこを調整していけば良いかという点は制度的な構造の問題だと理解している。鈴木委員の発言にあったように緩やかな段階で、できるだけ望ましい方向性を示し導くという役割と具体的な計画との調整が図れるような条例であるべきであるが、その要請が多く、のしかかっている現状である。</p> <p>そのような点は非常に難しいが、ぜひ色々な検討をしていただき、判断されることを切に望んでいる。</p>
加藤委員	<p>前さばきの件については、誰が前さばきをするかが重要である。きちんと専門家を入れて、市民の声と事業者の間で折り合いをつけて行うことが大切である。</p> <p>私は今回の大規模開発事業と同じような事例を他の自治体で経験した。細い道がクローズされたため、設計が非常に窮屈になった。冷静に考えれば、細い道も柔軟に考えるべきであるかもしれない。前さばきに専門家を入れてやるのが大切である。景観アドバイザーなどを含め、検討すべきである。</p>
内海会長	<p>問題に対する解決策は幾つかあると思う。協議の仕方については、その主体が誰かということも含めて考えていかなければならないと思う。</p>
松澤委員	<p>湘南町屋駅近くでの計画の際に、植栽を残すことの議論があったと思うが、今、そこを見ると、ものすごく道幅を拡げて、ここで議論したようにはできていないと思っている。できあがったものに対して、事前にここで協議して、市長の許可を与えるとの流れは分かるが、出来上がった後の審査はないのか。</p>
事務局	<p>その計画は現在、文化財の発掘調査を行っているところである。最終的には、助言又は指導に基づいた形で計画されている。</p> <p>また、事業の完了時は開発事業条例の手続で、最終的な完了検査を行っている。</p>
梅澤委員	<p>基本的には住民側と事業者側という形になり、まちづくり、景観、都市計画という規制と権利とは、普通、ぶつかる話である。事業者も同様に住民も規制されるはずだが、実際にはそうではなく、住民は住民だけががんばると</p>

梅澤委員	<p>いう感じになっている。</p> <p>法律の用語に関しては技術的な形での規制になっているはずだが、実際にできたものに対しては分からない。例えば、マンションの日影規制について市民は分からないが、業者の人は上手く説明する。市民が条文を具体的に理解するという事は非常に少ない。</p> <p>加藤委員から前さばきの話があったが、市、事業者、市民以外の公的な立場を作る何かがないと上手くいかないと思う。建築家がうまくやれるかといえば、普段どのようなものを行っているかによる。住民側にも事業者側にも理解されなければ上手くいかない。争いではなく協議する、つまり和気あいあいとしながら厳しいことを言う環境を作り上げることは、相当大変である。</p> <p>もう1点としては、以前から言っているように、建ぺい率60%では敷地内が建物でいっぱいになるという認識は普通の人にはない。例えば10m角の敷地に、6m角の家を建てた場合、40%も敷地の周りが空いていると思うが、敷地境界から1mの空気を設けると$8m \times 8m = 64 \text{ m}^2$となり既に60%となるわけで、更に底を設けたらほとんど木を植えられないにもかかわらず、緑化に関する規定によって無理やり植えて、緑化面積を確保せざるを得ない。地権者の権利としては、そこまで認められているのだから良いではないかということになるが、実際には、鎌倉の場合はそうではなく、建ぺい率は15~30%ということで鎌倉の景観は成り立っていて、それを維持している。そのことに対して、法律か税金か何かの手立てを市民含めて市と考えていかなければならない。もはやそのような時期に来ている。</p>
事務局	<p>1点目について、説明したい。</p> <p>まちづくり条例第62条に専門家を派遣することができることを規定している。建築士会などに依頼をしたところ、市民と事業者との間に挟まれるためになかなか成り手がいなかった状況であるが、現在は2名の方が開発事業アドバイザーとして登録いただいている。今後、対象となる事業に対して、派遣することが可能となった。</p>
内海会長	<p>横須賀、大和に関わった中でそのような意見が一時期あり、協議をサポートする制度ができてきているものの、必ずしも上手くいっていない状況がある。</p> <p>平成12年から当審議会に関わっているが、現在はいい先生方がそのような議論をされていたことを覚えている。まちづくり条例における事前協議のあり方は非常に重要だが、具体的にどのように展開するのかを未だかつて見い出せていない状況ではないか。改めてその方法を検討する必要があるし、まちづくり条例の役割として何をどこまで実現していくのかという存在意義を含めて議論していただきたいということを今回感じた次第である。</p>
川口委員	<p>鎌倉市は歴史的な都市、良好な住環境なので、開発の圧力が常にあることを認識することが大切である。岡本二丁目マンションの時に、事前の情報共有が大切だという議論があり、そのような体制を作るという話があったと記憶している。今後もこのようなことは起こり得る。内部で情報を共有して、併せて専門家が入る合わせ技とするような仕組みづくりが大切ではないか。</p>
事務局	<p>情報共有を行う場については、土地利用等調整会議や庁内調整会議という形で課題を共有するなどの対応を行っている。</p>
内海会長	<p>内部的に十分検討した上で審議会に諮られていることを委員の方々は理解しているので、更に充実されたいと思う。</p> <p>また、制度としてどのようにあるべきかについては先程述べたので、留意いただきたいと思う。</p> <p>本日、時間があつたので、皆さんに丁寧に意見を述べていただくことができたことは本当に良かったと思う。</p> <p>本件については以上とし、2点目について事務局から説明いただきたい。</p>

事務局	2点目は次回の審議会について。平成28年1月22日(金)午前10時から12時に本庁舎2階全員協議会室にて開催する予定である。
内海会長	来年になるが、ご出席をお願いします。 3点目について、事務局から説明いただきたい。
事務局	3点目は次期市民委員の選考であるため、梅澤委員及び松澤委員のご退席をお願いし、その間、休憩としたい。
内海会長	その間、休憩する。 (梅澤委員、松澤委員 退席)
内海会長	再開する。 事務局より説明いただきたい。
事務局	(次期市民委員の選考について、説明した。)
内海会長	次期市民委員の選考について、ご協力をお願いします。 以上をもって、第81回鎌倉市まちづくり審議会を終了する。